

意見書案第5号

(仮称) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年3月25日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄

## (仮称) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書

治安維持法犠牲者は、1925年に制定された治安維持法により、戦前の天皇制政治の下で平和を願い人権尊重と主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を受けた。

治安維持法が廃止されるまでの20年間には、作家の小林多喜二をはじめ、学者・宗教者・文化人など、検挙された人は68,274人（うち起訴者6,550人、司法省調べ）、検束・拘留された人は数十万人と推測されている。警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約300名（2015年4月現在、治安維持法国際同盟調べ）に上る。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止された。この法律により処罰された人々は無罪とされたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償も行っていない。

世界をみると、ドイツでは戦争犯罪人及び人道に反する罪には時効がないという国際法に基づき、連邦補償法を制定してナチス犠牲者への謝罪と賠償を行っている。イタリアでは国家賠償法に基づき、反ファシスト政治犯へ終身年金を支給している。また、アメリカでは第2次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し、謝罪と賠償が行われ、続いてカナダでも、日系人に対しリドレス合意により公式に謝罪し、補償金を支払うことを決定した。さらに、韓国やスペイン、イギリスをはじめ主要な国々では、戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。

本市においても多くの人が弾圧を受け、命を落とした事実が残されている。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘され、補償を求めていた。その後今日までに400を超える地方議会で（仮称）治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書が採択されている。

こうした国内外の動きは治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の必要性・正当性を証明している。

よって、国及び政府においては、言論の自由、人権を保障し、同じ過ちを繰り返さない立場で、（仮称）治安維持法犠牲者国家賠償法を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて